

慶弔見舞金規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、社員の慶弔金ならびに見舞金の支給に関する事項について定める。

(適用範囲)

第2条 この規程は、規則第2条に定める社員に適用する。

2. 契約社員、パートタイマーその他臨時に雇用する者については、本規程に準じてその都度決定する。

(勤続年数の計算)

第3条 この規程で定める勤続年数は入社日より計算し、1年未満の端数は切り捨てるものとする。

(種類)

第4条 慶弔見舞金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 結婚祝金
- (2) 出産祝金
- (3) 弔慰金（業務上・業務外）
- (4) 傷病見舞金（業務上・業務外）
- (5) 災害見舞金

(届出)

第5条 社員またはその家族が、本規程の定めるところにより慶弔見舞金を受けようとするときは、その事実を証明する書類を提示し、その都度会社に届け出なければならない。

(重複不支給)

第6条 本規程による慶弔見舞金は、1家族2名以上勤務している者にかかる同一支給事由の場合、原則として重複して支給することはない。

(給付金の返還)

第7条 社員が虚偽の届出により本規程に定める給付金を受給した場合は、給付金を即時返還しなければならない。

(各種社会保険法との関係)

第8条 本規程に定める慶弔見舞金は、労働者災害補償保険法、その他各種社会保険法等による給付金にかかわりなく支給する。

(特例の扱い)

第9条 慶弔見舞金について会社が適当と認めたときは、本規程に定められた金額によらない場合がある。

第2章 祝 金

(結婚祝金)

第10条 社員が在職中に結婚した場合は、本人に対して、次により祝金を支給する。

30,000円

2. 結婚の当事者双方が社員であるときは、第6条の定めにかかわらず、その各々に祝金を支給する。

(出産祝金)

第11条 社員またはその配偶者が子を出産したときは、次により祝金を支給する。

10,000円

2. 前項にかかわらず、死産および出産後1週間以内の死亡には支給しない。

第3章 弔 慰 金

(弔慰金)

第12条 社員が死亡した場合は、遺族に対して次により弔慰金を支給する。

(1) 業務上死亡

勤続年数1年未満	100,000円
勤続年数1年以上	150,000円
勤続年数5年以上	300,000円
勤続年数10年以上	500,000円

(2) 業務外死亡

勤続年数1年未満	50,000円
勤続年数1年以上	100,000円
勤続年数5年以上	200,000円
勤続年数10年以上	300,000円

(供花等の扱い)

第13条 社員またはその家族が死亡した場合における社葬、供花および葬祭料、供花料等の支給については、死亡原因の状況、職位、勤続、功績等を勘案し、その都度会社が審議して決定する

第4章 見舞金

(業務上傷病見舞金)

第14条 社員が業務上の事由に基づく傷病により、入院が連続して1ヶ月以上に及んだときは、次により見舞金を支給する。ただし、その傷病の程度と事情により増額することがある。

100,000円

(業務外傷病見舞金)

第15条 社員が業務に直接起因しない傷病により、休業が連続して1ヶ月以上に及んだときは、次により見舞金を支給する。ただし、その傷病の程度と事情により増額することがある。

50,000円

(災害見舞金)

第16条 天変地異その他避けえざる事故において災害が生じた場合はその状況に応じて見舞金を支給する。

(供花などの扱い)

第17条 社員およびその家族が死亡した場合は社葬、供花および葬祭料、供花料等の支給については、死亡原因の状況、職位、勤続、功績等を勘案し、その都度会社が審議して決める。

(特例の扱い)

第18条 前各条の慶弔見舞金について会社が適当と認めたときは、本規程に定められた

金額によらない場合がある。

附 則

(実施日)

本規程は、2023年2月26日より実施する。